

国家的プロジェクトとしての南海地震対策 の推進

国家的プロジェクトとしての南海地震対策の推進

提案・要望先 内閣府

提案・要望の要旨

南海地震対策を国家的プロジェクトとして位置づけ、地方と連携して推進するために、基本計画に位置づけた国の責務として、下記の事項を積極的に推進すること

- ◎ 津波からの避難路及び避難地(施設)の整備については、早急に具体的な支援策を示すこと
- ◎ 公共建築物等の耐震化率の向上に向けて予算の重点化と財政支援措置の充実強化を図ること

現状と課題

【現 状】

- ◎ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく基本計画は、東南海・南海地震対策の基本となるものであり、計画の着実な推進が求められています。
- ◎ 東南海・南海地震では、特に津波による被害が大きく、また広域で発生するため、津波浸水地域では、地域ごとに津波避難計画を作成し、避難路や避難地(施設)を予め整備しておくことが必要となります。
- ◎ 次の南海地震では、県独自の試算では、約9,600人の死者が発生するものと想定しており、そのうち約7割が津波によるものとなっています。
- ◎ 本県では、地震発生から津波が到達するまでの時間が短いこともあり、予想される津波到達時間までに、避難対象区域の外へ避難することが困難な地域が多数あることが判明してきました。
- ◎ また、揺れによる建物被害は、県独自の試算では、県内の約6%にあたる約82,000棟が全半壊するものと想定しています。建物の倒壊による圧死や逃げ遅れなどによる被害を軽減するためには、建物の耐震化が不可欠ですが、耐震補強に多額の費用がかかることから、旧耐震基準の昭和56年以前に建築された小・中学校のうち、わずか9.9%しか耐震化が図られておらず、また、昭和56年以前に建築された木造住宅では、8割近くが倒壊の恐れがあります。このため、木造住宅や公共建築物、学校施設の耐震化は勿論のこと、災害時に公共的な役割を担う避難場所や病院、福祉施設などの耐震化が急がれています。
- ◎ このような中、平成17年3月には、「東海地震及び東南海・南海地震の地震防災戦略」が策定され、被害の軽減に関する具体的目標が示されるとともに、地方公共団体においては、減災目標を定めることが求められています。

【課 題】

- ◎ 津波避難を迅速に、また円滑に行うことが、人的被害の軽減に最も効果的

なことから、津波浸水地域からの避難路及び避難地(施設)の整備については、これを一体的に、且つ総合的に推進できる支援制度を確立されたいこと。

- ◎ 特に、津波避難困難地における避難をどうするかが、今後の最も大きな課題ですので、現在検討中の「津波避難ビル等に係るガイドライン」に沿った対策(津波避難ビルの指定や新設)を着実に実施できる具体的な支援策を講じられたいこと。
- ◎ 揺れによって発生する死者数の軽減を図るためには、公共建築物や住宅等の耐震化が必要不可欠ですので、地震防災戦略で掲げる減災目標が実行あるものとなるよう、耐震化率の向上を図るための支援策の充実強化を講じられたいこと。

これまでの取り組み状況等

【取り組み状況】

- ◎ 「東南海・南海地震に関する都府県連絡会」(23都府県、会長県：高知県)において関係都府県と情報収集・交換等の広域的な連携を確保
- ◎ 津波による大規模な被害が予想される三重県・和歌山県・徳島県・高知県で「4県東南海・南海地震防災連携協議会」を設置。平成16年度に4県共同で地震津波県民意識調査を実施。
- ◎ 庁内横断的組織での総合的な地震防災対策の協議、推進
 - ・平成15年2月「高知県南海地震対策推進本部」設置
 - ・平成17年2月、本県の今後の南海地震対策を、「南海地震に備える基本的な方向」として取りまとめ
- ◎ 自助、共助を基軸とした取り組み
 - ・平成10年4月「高知県南海地震津波防災検討会」の設置
 - ・目標を設定して、沿岸地域の津波避難対策を推進
平成19年度までに、沿岸25市町村において、
「津波浸水予想地域の自主防災組織の組織率100%」
「避難が必要な地域の津波避難計画を住民と共同で作成」
 - ・みんなで備える防災総合補助金により、地域の自主的な防災対策(自主防災組織の活動、ミニハード(避難地、避難経路、避難誘導施設等))を支援(平成10年度～)
- ◎ 南海地震を想定した被害想定を実施
 - ・平成11、13年度に、震度分布や津波浸水状況を公表
 - ・平成15年度に、地震被害想定を公表
 - ・さらに詳細な浸水予測を実施(平成16～17年度)
- ◎ 耐震化に向けた取り組み(平成17年度～)
 - ・木造住宅耐震改修助成の実施
 - ・優先して整備すべき県有建築物(118棟)を今後10年間で耐震補強

◎公共建築物等の耐震化については、多額の費用がかかり、その対策が進んでいないことから、耐震化率の向上に向けて予算の重点化と財政支援措置の充実強化を図ること。

本県の建築物の耐震化の状況

	全棟数 A	昭和56年以前 の建築 棟数 B	うち耐震 性のある、 及び既に 補強済の 棟数 C	昭和56 年以降 の建築 棟数 D	比率 C/B	耐震化率 (C+D) /A	耐震化率 (全国平 均)	備 考
県有建築物	1878	835	96	1043	11.5	60.6	—	H16.4.1現在
公立小・中 学校	1133	745	74	388	9.9	40.8	49.1	H16.4.1現在
私立学校	61	34	3	27	8.8	49.1	—	H16.12.1現在
社会福祉施 設(公立)	374	180	6	194	3.3	53.5	53.6	H15.4.1現在
診療施設 (公立)	90	39	0	51	0.0	56.7	62.5	H15.4.1現在

【本件に関する連絡先】

	高知県総務部危機管理課	高知県東京事務所
所在地	〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20	〒105-0001 港区虎ノ門2-6-4 虎ノ門11森ビル 8階
T E L	088-823-9798	03-3501-5541
F A X	088-823-9253	03-3501-5545
E-mail	110701@ken.pref.kochi.lg.jp	120102@ken.pref.kochi.lg.jp
担当者	危機管理課長 楠瀬 義広	
職・氏名	チーフ(地震防災企画担当)辻居内 淳一	主幹 黒岩 章